第5章　文化財の保存または活用に関する事項

第５章　文化財の保存または活用に関する事項

１．市全体に関する事項

（１）文化財の保存・活用の現況と今後の方針

上田市には、令和５年（2023）１月現在、国指定・登録等文化財が 41 件、県指定文化財が 29 件、市指定文化財が 235 件、計 305 件所在しており、市内各地に広範にわたって点在している。これらの文化財は、文化財保護法、長野県文化財保護条例、上田市文化財保護条例に基づき、所有者や管理者へ保存・管理に関する指導や助言を行っており、今後も適切な保存、公開等活用の措置を講じる。また、各種補助制度を周知することで保存・修理を促進する。これらのうち、国指定の有形文化財（建造物）や遺跡に対しては、順次、保存活用計画の策定を進め、計画に基づき適切に維持管理するとともに、整備・活用を推進する。祭礼行事等の無形の民俗文化財については、必要に応じて記録の作成や各種補助制度を周知・活用し、後継者の育成等の支援を行う。

未指定の文化財は、令和４年（2022）３月時点で把握した文化財に加え、今後は分布が未把握となっている文化財の悉皆（しっかい）調査を継続するほか、個々の事例の詳細調査により特徴や価値を明らかにし、文化財指定や登録の可能性、保存について検討する。また、必要に応じて既存の文化財群との関連も把握し、活用についても検討する。

未指定文化財の件数（令和４年(2022)３月現在）

区 分	種 類		計
文化財の類型	有形文化財	建造物	1,939
		美術工芸品	36,172
	無形文化財		0
	民俗文化財	有形の民俗文化財	3,466
		無形の民俗文化財	2,383
	記念物	遺　跡	945
		名勝地	18
		動物、植物及び地質鉱物	1,202
	文化的景観		245
	伝統的建造物群		0

なお、本市は文化財保護の指針となる「上田市文化財保存活用地域計画」を作成し（令和４年７月認定）、様々な人や組織が協働しながら文化財の保存・活用を実効性高く進めることを目指している。この計画では、本市における文化財の保存・活用に関する５つの基本方針に基づいて、各種施策（措置）を推進中である。

（２）文化財の修理（整備）に関する方針

文化財建造物に対しては、所有者や地域住民による適切な維持管理と日常的な点検、国や県の指定文化財に対する文化財パトロールを継続している。今後は、市民協働による文化財パトロールとして市指定文化財にまで広げて実施するなど、引き続き損傷の早期発見に努めるとともに、修理（整備）が必要と認められる場合は、速やかに措置を行うものとする。

修理（整備）は、文化財の価値を維持もしくは復旧することを目的に行う。現状変更をともなう場合は、過去の修築等の履歴や調査記録等の内容や国（文化庁）、長野県、上田市文化財保護審議会、及び専門家等の意見を踏まえ、文化財としての価値を損なうことがないように、所有者等に適切な助言を行う。なお国・県・市指定文化財の修理（整備）の際は、専門家の技術的支援とともに、修理や整備に対する財政支援に努めるものとする。

未指定文化財や歴史的風致形成建造物の修理に際しては、所有者等と協議しながら、適切な修理に努めるものとし、また、財政的負担の軽減を図るため、各種補助制度を積極的に活用する。

史跡上田城跡については、保存活用計画を策定し、史跡としての本質的な価値を明らかにしたうえで、整備に向けた基本的な考え方を整理するとともに、旧市民会館の解体と武者溜り等の整備事業を適切に進めていく。史跡信濃国分寺跡についても、これまでの発掘調査成果や公有化の進捗状況を踏まえて、保存活用計画の策定に取り組む。

（３）文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針

文化財の保存・活用を行うための市の登録博物館は、上田市立博物館、上田市立信濃国分寺資料館、上田市立丸子郷土博物館と上田市立美術館の４館がある。今後は登録博物館に公文書館も含めた、既存施設の役割を再整理するための仮称博物館整備基本計画を策定し、文化財の収蔵・管理及び保存・研究環境の充実と、市民や来訪者に系統的かつ分かりやすい展示紹介のできる施設づくりを検討する。また、美術工芸品等の有形文化財について、適切な保存施設の設置など必要な整備の推進、大学・研究機関のデータベースと相互連携を図る方法も検討する。

（４）文化財の周辺環境の保全に関する方針

有形文化財（建造物）を核とした城下町や集落のたたずまい、伝統行事が行われる背景として周囲に見える山並みや田園風景など、文化財の周辺環境は多様な要素で構成されている。また、文化財や歴史的町並みは映画等の撮影で利用される機会が多く、文化財を取り巻く良好な周辺環境は、文化財そのものが持つ魅力と密接につながっている。このため、周辺環境の変化は文化財の価値に影響を与えうるものであり、文化財の価値や魅力が損なわれることのないよう一体的な保全を図る。

都市計画法や景観法等の関連法令による施策とあわせて取り組むことが効果的であることから、景観計画などのまちづくり施策との連携・調整を図りながら、良好な景観形成を目指す。また、地域の特性を生かした景観の保全を図るため、景観づくり協定の活用や地域のまちづくり団体と連携した手法を検討する。

（５）文化財の防災に関する方針

有形の文化財は、災害により毀損や滅失の恐れがあることから、防災対策を検討し、被災リスクの軽減を図ることが求められる。特にハザードマップで指定された地域の文化財管理者へは、災害発生時の行動計画等の作成を促す。なかでも滅失リスクが高い火災については、防火体制の整備を検討する。予防対策として、自動火災報知機や消火設備等の防火設備を設置する事が挙げられるほか、消防署と連携した文化財建造物の消火訓練や防火設備の立入検査を定期的に実施し、万一の事態に備える。また、文化財管理者に対しチェックリストを用いた点検確認や、危険な要因の除去等の助言を行うとともに、必要に応じて防火施設等の設置支援を行う。

耐震対策に関して、国指定等の文化財については、文化庁の指導に沿って対策を行う。また、県・市指定等の文化財（建造物）を対象に、文化庁等の指針に準じて耐震予備診断の実施を所有者等に促し、現状把握を行うとともに必要に応じて耐震対策を進める。

加えて、汚損等の被害を防ぐため、防犯カメラの設置を検討するとともに、住民自治組織や自治会と連携して学習会等を開催し、住民の身近な文化財に対する関心を高め、文化財パトロールや文化財建造物への不審者の立ち入りチェック等、市民協働による文化財保護活動の実施を検討する。

（６）文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針

市内外の人々に対し、文化財の存在や多様な価値を伝え理解を促す機会を提供する。指定文化財の所在地と概要を紹介するホームページ「上田市文化財マップ」を充実させるとともに、観光や教育分野への活用を検討し、文化財への理解を深める。上田市の広報誌やホームページへ伝統行事の開催日程を掲載し、多くの市民や観光客の来訪を促すほか、歴史学習の支援や伝統行事の体験により文化財の保存・活用に向けた理解の促進を図る。

また、文化財を個別に紹介するだけでなく、本計画のほか、地域計画で設定した関連文化財群や日本遺産のストーリーを活用し、関連した複数の文化財をその周辺地域と合わせて紹介し広く普及させる。これらを観光資源や地域の歴史文化を学ぶ教材としても利用するため、パンフレットや説明板の作成、観光パッケージの企画など、さらなる活用を図る。

（７）埋蔵文化財の取扱いに関する方針

文化財保護法において保護の対象としている本市域の埋蔵文化財は、昭和 49 年（1974）に作成した遺跡地図に基づき 868 件ある。この周知の埋蔵文化財包蔵地（遺跡地図）は作成から 50 年程度経過していることから見直しを行い、近年の発掘調査成果に基づいた遺跡地図の更新を進める。

埋蔵文化財包蔵地内における開発行為を行う場合は、文化財保護法第 93 条または第 94 条に基づく届出等の提出を求める。工事に際しては試掘調査（あるいは立合調査）を経て発掘調査を実施し、重要遺跡が発見された場合は現地保存できるよう調整を図る。

（８）教育委員会の体制と今後の方針

上田市は令和４年４月１日現在、文化財の保存・活用に関する事務を生涯学習・文化財課が主管しており文化財担当職員６名を配置しているほか、丸子・真田・武石の地域教育事務所にも、文化財担当事務職員を配置している。市内４か所の博物館においては、４名の職員が文化財の収集・保存・研究・展示活用の役割を担っている。また、文化財行政に関わる教育委員会の諮問機関として、上田市文化財保護条例に基づき、美術史、民俗学、建築史、植生、考古学各１名と地方史２名の計７名の学識経験者で構成される上田市文化財保護審議会を設置している。

他部局においては、上田市立美術館に学芸員(事務兼任)６名、事務職２名を配置し、近現代の美術品の収集・保存・研究・展示を行っている。また、上田市公文書館に２名の職員を配置して、公文書と一部古文書の収集・保存・展示活用・研究を行っている。

今後は、文化財の保存・活用に関わる多くの関係者が、上田市の歴史・文化に対する共通理解のもと、連携しながら着実に推進できるよう庁内体制を構築する。都市計画や景観、商工観光等他部局における事業についても、文化財の保存・活用に関係する場合は、学識経験者や文化財担当職員の参加を促していく。

上田市文化財保護審議会には、今後も上田市の文化財保護施策の指導・助言を得ていくこととする。

さらに、上田市は地域計画に定めた措置を着実に進めるため、地域計画協議会にて、学識経験者・市民代表・事業者・行政（長野県及び上田市）などの関係者間で調整を図り、様々な分野の意見を取り入れながら、効率・効果的な事業の進捗管理を行うものとする。

（９）各種団体の状況及び今後の体制整備の方針

文化財を保存・活用していくためには、市をはじめとする行政機関だけの取組では十分でなく、地域との連携が必須である。

上田市では、地域ごとに設立された住民自治組織を中心に、防犯・防災、環境保全、福祉・支え合い、教育・文化の各分野において独自に活動が行われており、教育・文化分野のなかで、歴史や文化財に関わる部会を設置している組織もある。今後は住民自治組織と行政が連携を図り、歴史文化を地域の核としたまちづくりを進める。

また、文化財の保存や活用を担う関係者は、これまで主に所有者や専門家だけであったが、今後は住民自治組織のほか、関心を持った組織や団体、市民の参加を促せる仕組みづくりに取り組む。

多様な主体が参加し、相互に連携することで、効果的な活動や事業を行うことができるよう、必要な体制づくりも進めていく。

地域や文化財所有者と行政の協力体制としては、文化財の保存に取り組む団体間で情報共有を図る組織を設立するなどし、課題の解決に合同で取り組む。

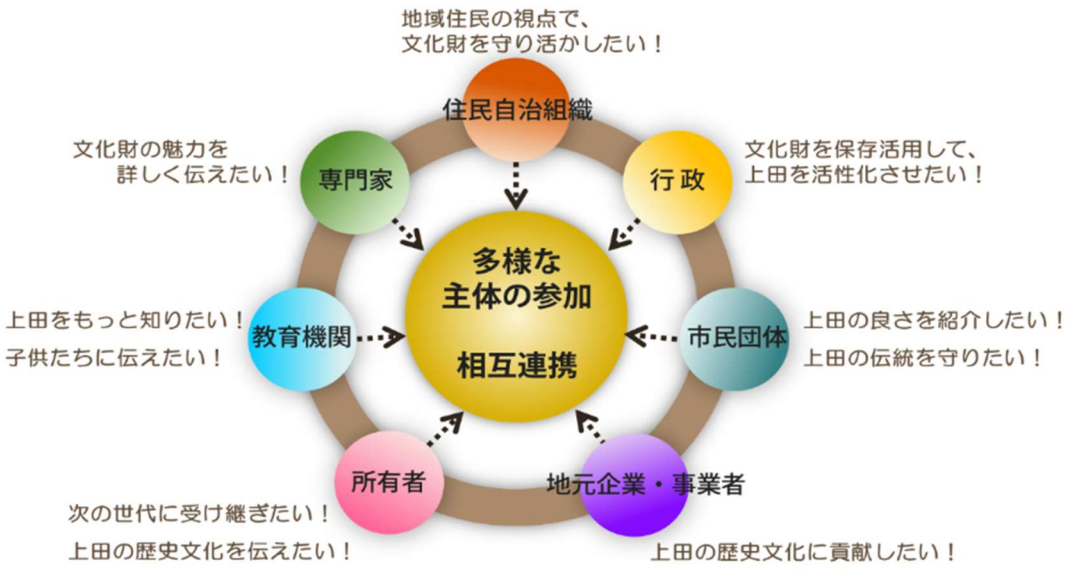

文化財の保存・活用を推進する体制イメージ（多様な主体の参加と連携）

歴史文化の伝承や活用に関わる市民団体等

住民自治組織とは異なる組織で、市民有志による歴史文化の調査や研究・顕彰・保存・活用を行う団体がある。歴史文化のさらなる保存・活用を進めるために欠かせない団体である。

歴史文化に関わる主な市民団体

団　体　名	概　要
塩田平文化財保護協会	塩田地域を中心とした歴史文化の調査・研究・整備等を行う。
塩田平ボランティアガイドの会	塩田地域を中心に活動するガイド
塩田平のため池を愛する会	塩田地域のため池の周知、活用を行う。
塩田平札所めぐり霊場会	毎年塩田平札所巡りを開催。
上田観光ボランティアガイドの会	市内全域で活動するガイド
ゲートウェイ信州上田城下町	市内を中心にまちあるきや歴史講演会等を開催。
太郎山山系を楽しくつくる会	太郎山山系の登山道・駐車場等の整備等を行う。
砥石・米山城跡保存会	砥石・米山城跡の整備等を行う。
絹の文化・蚕都常田館	常田館旧製糸場施設の管理、活用事業を行う。
岳の幟保存会	岳の幟の保存継承活動を行う。
太郎山並太郎山神社保存会	太郎山神社の管理を行う。
尾野山無形文化財保存会	尾野山三頭獅子、尾野山式三番叟の保存継承活動を行う。
腰越御練り保存会	腰越諏訪神社御柱祭御練りの保存継承活動を行う。
御嶽堂依田神社大神楽保存会	依田神社大神楽獅子舞の保存継承活動を行う。
常田獅子保存会	常田獅子の保存継承活動を行う。
房山獅子保存会	房山獅子の保存継承活動を行う。
保野祇園祭保存会	保野祇園祭の保存継承活動を行う。
上原三ツ頭獅子保存会	三ツ頭獅子の保存継承活動を行う。
下之郷三頭獅子舞保存会	下之郷三頭獅子の保存継承活動を行う。
新町氷上王子神社太々神楽保存会	氷上王子神社大神楽獅子舞の保存継承活動を行う。
東前山獅子保存会	前山三頭獅子の保存継承活動を行う。
上室賀水上神社三頭獅子ささら保存会	上室賀三頭獅子の保存継承活動を行う。
武石お練り保存会	子壇嶺神社御柱祭行事でのお練りの保存継承活動を行う。
稲倉の棚田保全委員会	稲倉の棚田の保存・活用を行う。
上小郷土研究会	上小地域の郷土研究・普及活動等を行う。
上田社会教育大学	地域の歴史等の学習・研究・公開講座の開催等を行う。
上田・東御・小県地域史連絡協議会	上小地域の歴史史料の保存・調査・研究等を行う。
上田小県近現代史研究会	上小地域の近現代史の研究・普及活動等を行う。
城南史料研究会	城南地域の古文書等の読解により地域史の学習・研究を行う。
塩田平民話研究所	塩田平を中心とした民話の調査・研究・普及活動を行う。
川西郷土研究会	川西地域の歴史の研究と文化財の維持保護についての学習を行う。
川西古文書講座	川西地域の古文書等の読解により地域史の学習・研究を行う。
古文書を読む会	真田地域の古文書等の読解により地域史の学習・研究を行う。

２．重点区域に関する事項

（１）文化財の保存･活用の現況と今後の具体的な計画

重点区域には、城下町の名残をとどめる地割の中に戦国時代から近代にかけての文化財が種々多様かつ豊かに存在しているが、その価値が明らかになっておらず、知られていない未指定の文化財も含まれている。それらについては調査を進めるとともに、地割を保全しながら街並みを整備することにより、観光客や住民へ魅力を発信していく。また、近世以前から続く常田獅子や房山獅子等の無形の民俗文化財についても、その継承や発信に努める。なお、重点区域内には、国指定文化財５件、県指定文化財４件、市指定文化財 37 件の合計 46 件の有形・無形の指定等の文化財が所在している。

史跡上田城跡については、保存活用計画を策定し、計画的な整備・保存・活用を推進する。

このほか、近世から近代にかけて蚕都上田として発展した本区域には、当時を物語る歴史的建造物や資料が多く残っているものの、建て替え等に伴い徐々に数を減らしている。このため、所有者の協力を得て養蚕や蚕種製造に関わる建造物や文献資料等の調査を行い、歴史的風致形成建造物や文化財指定等を検討する。あわせて蚕都上田の発展を支えた先人を紹介するような展示や見学会等により住民が知る機会を創出し、文化財の保存や活用に関する意識醸成につなげていく。

<重点区域内での実施事業>

・北国街道西部地区歴史的建造物調査　＜令和５年度～14 年度＞
・城下町地区歴史的建造物調査　＜令和５年度～14 年度＞
・上田映劇建造物調査　＜令和３年度～14 年度＞

（２）文化財の修理（整備）に関する具体的な計画

歴史的風致形成建造物または、市指定文化財等の歴史的建造物について、適切な保存、効果的な活用等を検討する。経年劣化や破損の進行に対して、あるいは利活用していくために、必要に応じて修理（整備）を行う。

史跡上田城跡については、史跡上田城跡整備専門家会議の指導・助言を得ながら、整備することとしており、今後は二の丸に所在する旧市民会館の撤去ののち、発掘調査を行い、武者溜り整備を実施する。また、本丸７つ櫓の復元的整備を目指す。

<重点区域内での実施事業>

・上田城跡武者溜り整備事業　＜令和４年度～10 年度＞
・上田城跡櫓本丸復元整備事業　＜令和５年度～14 年度＞

（３）文化財の保存･活用を行うための施設に関する具体的な計画

史跡上田城跡にある上田市立博物館について、上田市立博物館は指定文化財の収蔵点数が最も多いものの、施設の老朽化が著しく、本市の中核施設として十分な機能を果たせない状況にあることから、他の博物館等施設や上田市公文書館との役割を再整理するための仮称博物館整備基本計画を策定し、建て替え等を検討する。

（４）文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画

景観計画との連携を図り、修景等の環境整備を検討する。また、重点区域の一部は上田市の中心市街地に位置しており、歴史的な外観を生かした建造物が店舗として利用されている。空き家や空き店舗の利活用への対策と合わせ、一体的な環境整備を行う。

加えて、重点区域内で組織された景観づくりに取り組むまちづくり団体と連携し、既存建築物を生かした外観修景や道路修景を行う。

<重点区域内での実施事業>

・新参町線無電柱化及び景観形成事業　＜平成 29 年度～令和 12 年度＞
・天神町新屋線無電柱化事業　＜令和 4 年度～10 年度＞
・新参町厩裏線景観形成事業　＜令和 4 年度～12 年度＞
・柳町景観形成事業　＜令和 4 年度～12 年度＞
・空き家情報バンク事業　＜令和 5 年度～14 年度＞

（５）文化財の防災に関する具体的な計画

指定や登録有形文化財（建造物）の防災設備の整備を行う。具体的には、自動火災報知機や消火設備等の防火設備の設置を促すほか、必要に応じて耐震診断や耐震補強工事等の実施を検討する。また、文化財防火デー等の機会を捉えて、所轄消防署等とともに防火・防災の啓発に取り組む。

上田城跡においては、特に尼ヶ淵崩落危険箇所について日常的に巡視を行い細心の注意を払うことと、景観に配慮した崩落防止対策を検討する。

（６）文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する具体的な計画

関連する複数の文化財や周辺の地域を一体として紹介するマップやパンフレット等を作成するとともに、体感するイベントを企画し、市民や観光客に提供する。また、上田市立博物館における展示を行い、文化財への理解を深める。これらの取組に加え、伝統行事については、上田市の広報誌やホームページにおいて開催日程などを公開し、市民の来訪を促すとともに、観光客に行事の魅力を発信し、入り込み客数の増加を図る。

このほか、上田城跡に隣接する上小教育会館では、上田市の発展に寄与した偉人・先人を紹介する信州上田ふるさと先人館を開館しており、今後も偉人・先人顕彰事業を進める。

<重点区域内での実施事業>

・文化財 de 文化祭　＜令和５年度～14 年度＞
・景観ウォッチング　＜令和５年度～14 年度＞
・「観光地・上田」の誘客促進事業　＜令和５年度～14 年度＞
・ふるさと上田先人顕彰事業　＜令和５年度～14 年度＞
・地域学習推進事業　＜令和５年度～14 年度＞

（７）埋蔵文化財の取扱いに関する具体的な計画

重点区域内には上田城跡、八幡裏遺跡などの縄文から近世と幅広い年代の埋蔵文化財包蔵地が含まれる。城下町の地割や街路など歴史的変遷を示すような遺構の破壊につながる開発は、小規模なものでも記録保存をとり、文献や絵図史料と照合できる重要な遺跡が発見された場合は、所有者や関係機関と協議し保存に努めると同時に、整備や活用に反映させる。

（８）各種団体の状況及び今後の体制整備の具体的な計画

現在、市では重点区域内に２団体ある住民自治組織の取組に対して支援をしている。また、信州上田祇園祭などの伝統文化の継承を担う自治会や保存会に、後継者育成支援や必要な助言・指導等を継続的に行う。

<重点区域内での実施事業>

・住民自治組織によるまちづくり　＜令和５年度～14 年度＞
・活力あるまちづくり支援金事業　＜令和５年度～14 年度＞
・無形民俗文化財後継者育成補助事業　＜令和５年度～14 年度＞